

多家良中央コミュニティセンター利用規定

(目的)

第1条 この規定は多家良中央コミュニティ協議会（以下協議会という）会則第2条及び第15条に基づき多家良中央コミュニティセンター（以下センターという）の管理運営及び利用に関する事項を定める。

(管理事務)

第2条 センターの適正な管理と円滑で効率的運営にあたるため次の事務を行う。

- (1) センターの防災と防犯管理
- (2) 設備、備品、器具等の整備保全
- (3) 利用許可の決定、調整及び利用状況の把握
- (4) 利用料の収入管理、会計事務
- (5) 鍵の授受、保管管理
- (6) センター内外の清掃、環境整備等

(管理体制)

第3条 前条の事務を行うため管理人を配置する。

- (1) 管理人は運営委員会で承認をうけて協議会長が指名するものとする。
なお、夜間、休日等管理人の補完業務は一時的に臨時雇いにより、その業務を代行することができる。
- (2) センターの休館日
 - ①毎週 火、土、日曜日と祝日（ただし、有料貸し館利用は可）
 - ②年末年始12月28日～1月3日
 - ③夏季(お盆)8月12日～15日
- (3) センターの利用時間 午前9時～午後10時まで

(センターの利用)

第4条 センターの利用に関する「利用心得」及び「利用料金」は別紙に定める。

ただし、次に掲げる場合の利用料金は減免することができる。

- (1) 市役所の行政に関する利用。
- (2) 協議会加入団体が主催する会合及び事業に関する利用。
- (3) その他必要と認める会合及び行事に関する利用。

(運用と規定の改正)

第5条 この規定に定めるもののほか必要な事項は会長が措置する。

この規定の改正は協議会運営委員役員会の議を経て決定するものとする。

付則 この規定は2003年(平成15年)9月1日から施行する。